

〈研究ノート〉

メキシコにおけるレガリスモについての一考察

—イスマキルパン郡エル・カルドナル教区での

聖週間の役職をめぐる議論の分析を通じて—

和田 杏子

はじめに

メキシコの植民地教会にとり、18世紀のスペイン王室による政教関係再編の試みは大きな衝撃であった。スペイン継承戦争（1701-1714）の末、アンジュー公フィリップがフェリペ5世を名乗り王位を継承すると、彼は祖父であるフランスの啓蒙専制君主ルイ14世に倣い、スペイン帝国領土の中央集権化に着手した。この中央集権化政策—ブルボン改革（Las reformas borbónicas）と総称される—が新大陸において急進化したのは、カルロス3世の統治下のことである。彼は、スペイン王室財政の逼迫を改善すべく、征服以後200年以上かけて富を蓄積してきた植民地教会組織への影響を強めていく（Brading 1994：7）。

国王教権主義（regalismo）と呼ばれるこの動きは、教権と王権による二元的な統治の下にあったメキシコ社会の深部、すなわち植民地社会の末端に生きるインディオたちの生活や宗教的実践のあり方にまで干渉するものであった。こうした王室の試みを受けたメキシコ社会について、グリュジンスキは「二度目の文化変容」が生じたと指摘しているが（Gruzinski 1985）、200年をかけて築かれた慣行が上からの変化を受け入れるまでには、それなりの困難が生じたはずである。史料上の困難からインディオの

生の声に触れることはできないが、インディオと王室官僚との媒介者である教区司祭や郡長官がとった対応から、地域社会が受けたインパクトを浮き彫りにすることができるのではないか。

本稿では、現在のメキシコ・イダルゴ州中央部に存在した、イスミキルパン郡エル・カルドナル教区で起こった訴訟を取り上げ、祭礼のあり方に対する中央と地方の間に生じた見解のズレを分析する。17世紀末以降、分村運動の高揚期にあり、インディオ村落共同体を構成する主村と属村との間の結合が不安定化していた当該郡において、教区司祭がインディオ社会の秩序を維持し続けるのは容易いことではなかった。教区民の不満を懐柔しつつも、中央の改革方針に対応せざるを得ない状況下、エル・カルドナルの教区司祭は訴訟でどのようにふるまったのか。訴訟記録の詳細な分析によって、インディオ社会における政治的な駆け引きの作法と、国王教権主義政策実施のあり方の、双方向的な影響関係を明らかにする。

メキシコにおけるカトリック信仰の基盤は、征服後に布教活動にあたった修道会士らによって形作られた。征服当初、本来世俗世界での布教にあたるべき在俗聖職者が不足したため、スペイン国王は特例として修道会士に布教と教区運営を任せ、インディオと共に暮らし、彼らを文明化させる使命を課したのだった。修道士たちは、インディオの言語・習慣を積極的に学び、土着の宗教が持つ特徴を利用しながら、カトリックの教えを広めていった¹⁾。征服以前の階層的な支配構造が温存されていたため、教会でのミサやカトリックの祝祭などは比較的早期に慣行化され、インディオは表向きにはカトリック教徒として振る舞った。教区司祭としてインディオと世俗役人との仲介役を果たした修道会士は、スペイン語に不慣れでスペインの法制度にも疎いインディオにとり、重要な存在となっていた。(Taylor 1996 : 396-397)

その一方で、世俗の植民地統治機構が確立し、在俗教会組織がメキシコでの影響力を増していくにつれ、既にメキシコ各地に根を張っていた各修道会の地盤が揺るぎ始める。18世紀啓蒙主義の影響がカトリック信仰にま

で及ぶと、遺物崇敬や豪華な建築様式、祝祭時の飲酒や花火など、民間信仰との習合的要素が王室官僚や高位聖職者の間で批判の対象となった。17世紀中は修道会に対して比較的寛容であった植民地政庁も、1749年の特設会議において修道会管轄教区の在俗教会への移管が提言されて (Brading 1994 : 8) から数年のうちに、メキシコ大司教管区の大半の教区を在俗化した²⁾。これにより、200年以上に渡って修道会により運営されてきた教区教会の多くが、在俗聖職者の手に委ねられたのである。

I. 歴史的背景

1. ブルボン改革と政教関係の再編

事例を見ていく前に、征服後のメキシコにおける政教関係の展開を概観しておく。植民地期のメキシコの教会組織の確立において主導権を発揮したのは、スペイン王室であった。スペイン国王は、ローマ教皇との交渉の末に獲得した国王特権 (Patronato Real) を通じて、聖職推挙権をはじめとする様々な権限をインディアスの教会に対して有していた。メキシコ先住民の形式上の改宗は、宣教師の活動により16世紀の半ばまでには大方完了するが、17世紀に入ると王室は旧大陸での戦争の対応に追われ植民地問題へ介入する余裕を失ってしまう。その結果、現地の在俗教会組織や諸修道会は放任され、大司教や司教は植民地で大きな社会的影響力を行使するに至る。ときには、世俗統治機構の現地最高責任者である副王と対立することさえあったのだ (Farriss 1968 : 22-28, ギブソン1981 : 87)。

一方、植民地期におけるメキシコの教会組織も一枚岩ではなかった。王室は征服直後、フランシスコ修道会、ドミニコ修道会、アウグスティヌス修道会の3つの托鉢修道会に布教の任務を与え、さらに特例として修道会によるインディオ教区の管轄を認めた³⁾。ところが、インディオの改宗と在俗教会組織の整備が完了した16世紀半ば以降、王室は自立性を高めつつあった修道会を嫌い、より王権に忠実な在俗教会を優遇する政策を採用し始める。教区の運営上不可欠な先住民言語の運用能力は在俗聖職者よりも

修道会士のほうが圧倒的に高かったため、17世紀中は王室も修道会に対して比較的寛容であり続けたが、18世紀に入るとこの状況は一変する（Gibson 1964：98-99；ギブソン 1981：90-97）。

旧大陸では、教皇庁の衰退、国家権力の伸長、宗教改革などを背景にカトリック諸国で国王教権主義思想が生まれ、植民地教会に対する国王特権は次第に王権に都合良く解釈されていった。スペイン国王は、教皇の代理者（vicario）として教皇の暗黙の承認の下で植民地教会管轄における全権を行使し、そうした既成事実に基づいて後付け的に宮廷の法学者によって理論的正当化がなされた。この代理者理論（tesis vicarial）は啓蒙思想の影響の下に急進化し、王権が教権から独立したものであり、また教権に優先されるべきとするレガリスモとして結実し（De la Hera 1992：413-419）、政策として実施に移されていく。

18世紀半ば、ヨーロッパでの度重なる戦争により危機に陥ったスペイン王室は、「本国経済の発展、王室収入の増大、帝国の政治的・軍事的一体性の維持に寄与するような体制（安村 1991：227）」の確立のために一連の改革を行なった。戦争の脅威が海外の領土にまで及ぶと、軍備の拡張の財源を確保するために、産業の振興およびスペイン本国とインディアス間の交易の自由化から成る重商主義政策や税制改革が進められた。メキシコでは、クリオーリヨの影響下にあった聴訴院でペニンスラールを多く登用し、会計監査院の設立と地方長官制の導入によって副王の職責を減じるなどし、効率的に税収を上げようとした。植民地官僚や特権層の強い抵抗もあり、これらの措置は一貫したものではなかったものの、結果として国庫収入は増大した（Pietschmann 1992：27-65；Pietschmann 1996：3-5）。

また、列強諸国に狙われたインディアス植民地の監視を強化する目的で、ペルー副王領は分割され、チリとカラカスには総督府が置かれた。1762年、イギリスにハバナを占領されて窮したカルロス3世は、メキシコに新税を導入、タバコと火薬の専売会社を設立するなど改革を断行したが、イエズス会士の追放を機にミチョアカンで大規模な暴動を招いてしま

う。当時メキシコにいた王室勅任の総巡察吏、ホセ・デ・ガルベスは、力的な弾圧をもってこれに対処した。その後、彼は1775年に本国のインディアス担当大臣となり、副王ブカレリ（1771-1779）の抵抗にもかかわらず、インテンデンテ制をメキシコに導入した（Brading 1994：5；Pietschmann 1992：33-34；Hamnett 1992：89-92）。

この改革の一環として、植民地教会組織に対しては以下のような政策が実施された。既に述べた教区教会の在俗化とイエズス会士の追放に始まり、教会裁判権の縮小、祝祭の民衆的形態への干渉、教区収入額を規定する公定料金表⁴⁾の改訂である（Farriss 1968：chap. 1；安村 1991：228）。こうした改革の動きは、メキシコ各地に浸透していたカトリック信仰のあり方に影響を及ぼした。啓蒙思想にかぶれた植民地官僚は、インディオの迷信的なカトリック信仰をなくすことが限りある財源の効率的な運用に必要であると判断し、許可証を持たないカトリック信徒会を廃止させ、インディオの祝祭を監視した。1771年から1772年にかけて開催された第4回メキシコ教会会議では、ハプスブルク期の豪華な信仰心の表現方法が否定され、より内面的な信仰の重要性が確認された。カルロス3世はこの会議に対する承認を教皇から得られなかったが、1790年代にはメキシコ市で派手な祝祭は姿を消し、在俗聖職者のみならず修道士のなかにも遺物崇敬などの習合的要素を否定する者が現れた（Gruzinski 1985：175-201；De la Hera 1992：432；Herrejón 1997：251-264）。

他方で、修道会への批判に積極的であった司教や聖堂参事会員も、1780年代には自分たちの特権までもが脅かされていたことに気付く。インテンデンテ制の導入（1786年）に伴い十分の一税の管理権を奪われ、1795年以降には、世俗裁判権に対する免責特権や非課税特権を失った。1804年には、教会財産の全てを国庫に接収することを命じる王令が下された（Brading 1996：8；García Ayluardo 2010：260-284）。

18世紀半ばに進められた教区教会の在俗化は、インディオにとり、自分たちと植民地権力との媒介者であった教区司祭が変わることを意味した。

ウィリアム・テイラーは、ブルボン改革が教区司祭と教区民の関係性に及ぼした影響に焦点を当て、一般的な傾向として、1760年代から1770年代にかけてのメキシコ大司教区とグアダラハラ司教区にわたる広範な地域で、教区司祭と教区民との間の訴訟件数がピークに達したことを明らかにした (Taylor 1996 : 352-353)。在俗化を通じた、より王権の改革方針に忠実な在俗聖職者の登用や公定料金表の導入が、インディオが従来有した権利への脅威、ないし、従来被ってきた不利益をなくすための好機として地域社会にインパクトを与えたことが、この訴訟件数の増加からは読み取れる。

しかしながら、本稿で取り上げる訴訟事例においては教区司祭と教区民は真っ向から対立しておらず、「中央集権化政策の進展に伴う教区司祭と教区民の間の対立の増加」という論理では説明のつかない事態が生じている。在俗化からおよそ25年後のインディオ村落共同体内部で生じた軋轢の前に、教区司祭がやや曖昧な立場を取るのである。このような現象が生じた背景を明らかにするうえで、二宮が提唱した「特定の事件の具体的な状況のなかに、制度を投げ込んでやる」手法が効果的であろう (二宮 2007 : 21)。王室による政教関係再編の試みと、郡の個別・具体的な政治状況が、どのように絡み合いながら展開していったのかを読み解くことで、メキシコ植民地における制度改革のプロセスを解明するための一助としたい。

本稿で用いる史料は、1775年からその翌年にかけて、イスマキルパン (Ixmiquilpan) 郡のインディオ村落共同体主村のひとつであるエル・カルドナル (El Cardonal) とその支村ビング (Bingú, Vingú, Minguu) との間で、祭礼費用の負担をめぐる争われた訴訟の記録である。イスマキルパン郡は、メキシコ市から北方へ100km程度の半砂漠・鉱山地帯に位置していた。ここでは17世紀以降、インディオ村落共同体の分村運動が高揚し、主村と一部の支村との間に対立が生じる。以下では、村落共同体の統治組織とその特徴、および征服以後の郡の成立過程を見ていこう。

2. インディオ村落共同体と分村運動

本稿でインディオ村落共同体 (pueblo de indios) と呼ぶのは、征服以前の統治構造にスペインの参事会制度を移植することで成立した、植民地統治機構の末端に位置する先住民の行政組織のことである。スペイン人は、先住民社会に存在した階層性や民族的多様性を利用することでインディオを分割統治し、植民者に対して圧倒的多数を占めるインディオの統治を三世紀もの間永続させた。一定の規模を有する先住民集落にスペイン流の主村-支村構造を持ち込み、主村には副王の任じた村長を筆頭とする村役人で構成される参事会を設置し、これに一定の自治特権を認めることで王室への服従を約束させたのである。

村落共同体の運営を司る村参事会は、成員に課された租税を集めてスペイン人地方行政官に滞りなく送り、村落共同体の安寧を維持する義務を負う代わりに、支村住民から無償で労役や貢納を受けることを認められていた。この新たな行政組織の設置は、世襲貴族層の社会的・経済的特権の維持に寄与する一方で、村役人の選出が選挙制によるものであったことから、次第に新興エリート層による世襲貴族層への挑戦を招くこととなった。それはもはや、個人レベルの対立に止まらず、自立性を高めた支村が主村の地位を要求し、自分たちの中から村長を選び、固有の村参事会による村落共同体運営を目指す動きへとつながっていく。本稿で「分村運動」と称するものは、このようなインディオ集団による社会的自立性を確保するための分離 (secesión, separación) の動きを指している (Gibson 1964 : 166-193, 209-213)。

なお、植民地期のメキシコのインディオ村落共同体は、スペイン人や外界の脅威に晒されたときや村落共同体内部で問題が起こったとき、世俗の裁判所や教会裁判所に対し直訴・陳情のかたちで不満を訴え、裁判所の調停を得る権利を与えられていた。村落共同体内部で事態が解決しない場合には、彼らは郡長官や教区司祭、あるいはそれらの上級審であるメキシコ市の聴訴院や大司教座聖堂教会裁判所、インディオ総合裁判所、さらには

本国のインディアス枢機会議に訴え出ることができた（マルガダン 1993：92-95）。どの裁判所に訴状を提出するかは、訴状の内容や原告側の経済状況、裁判上の戦略などに左右された。基本的に、世俗の裁判所と教会裁判所がそれぞれの管轄に適した訴訟を取り扱っていた。しかし、18世紀半ば以降は国王教権主義の影響からか、多くのインディオ村落共同体が、従来は教会裁判所で裁かれていたような案件であっても、教会裁判所ではなく世俗の裁判所に訴え出る傾向を強めていった。

3. イスキルパン郡における地域社会の成立

植民地化以前のイスキルパン郡周辺には、オトミの人々が暮らしていた。征服直後、この地域はエンコミエンダとしてスペイン人の所領となったが、その大部分は1535年に王室に接収され、そこに存在していたインディオ集落は村落共同体として法人格を与えられた。それと同時に、村落の中心には郡庁（Casa Real）が置かれた。宗教面では、16世紀中にアウグスティヌス修道会が布教を行い、イスキルパン村に修道院を建設してイスキルパン教区を管轄するようになった。16世紀末から17世紀初頭にかけて、当該教区からエル・カルドナル、チルクアウトラ（Chilquautla）などが新たな教区として独立し、教会行政上の分離を果たした。しかし、世俗行政上は、エル・カルドナルはイスキルパン村に属し続け、チルクアウトラはエンコミエンダのままであった（Gerhard 1972：154-156）。

17世紀末になると、当該郡では世俗行政面での分離、すなわち村落共同体の独立の動きが高まる。1675年、イスキルパン村の支村であったエル・カルドナルが、自分たちの村長の擁立、つまり主村であるイスキルパン村からの司法・行政上の独立への許可を求めて聴訴院に請願書を提出した。その結果、彼らの願い出は認められるのだが、その後半世紀に渡り、イスキルパン村はエル・カルドナル村の分離を認める判決を無効にすべく干渉を続けた⁵⁾。苦勞の末に主村の地位を勝ち取ったエル・カルドナルであったが、今度は彼らが、自分たちの支村であるノパレラ集落の分

村運動に直面することとなる⁶⁾。また、同じくエル・カルドナル村の支村であったマペテ集落は、固有の教会堂の建設に着手する。支村が教会の建設後に分村運動に着手することは珍しくなかったため、このような動きに対しエル・カルドナルは妨害を試みた⁷⁾。

以上のような、支村による分村運動の高揚の背景には、郡の社会的・経済的成長に伴う支村の自立性の高まりがあったと考えられる。この郡には鉱山が発見されてから、郡とメキシコ市、パチュカ、シマパン、グアナファト等の近隣鉱山とを結ぶ王道 (Camino Real) が整備され、鉱山業を中心とする商業ネットワークの要所としての役割が与えられた (Solano 1988 : 67-68)。17世紀中は、戦乱や疫病を原因とする急激な人口減少や農作物の不作に苦しんだが、18世紀半ばの鉱業の再興に伴いアシエンダが整備され、労働者の流入のおかげもあり人口は持ち直した (Miranda 1966 : 122)。マペテで進められた教会堂の再建資金として、ひと月でおおよそ550ペソ⁸⁾の現金が集まるほどであった⁹⁾。非インディオや多民族の流入による人種的・文化的混交が進み、1743年の時点では、イスミキルパンの総人口約1万2千のうちおおよそ4分の1を非インディオが占めていた (Cooper 1949 : chaps. 3, 5 ; ギブソン 1981 : 129-132 ; Solano 1988 : 124-125)。

1751年、エル・カルドナル教区にはアントニオ・フエンテス・デ・レオン (Antonio Fuentes de León 以下、フエンテスと略す) という在俗聖職者が着任する。彼の着任以前のおよそ20年間、郡ではマペテの教会堂再建事業をめぐる訴訟が続き、地域社会に様々な軋轢が生じた。1748年をもって訴訟は一旦解決したものの、教区の在俗化に伴う新たな教区司祭の着任は、調和を取り戻した郡の地域社会に動揺をもたらしかねない要素であった。しかしながら、テイラーによれば、彼はエル・カルドナルの支村マペテで栄えた聖地信仰の更なる発展に寄与したという (Taylor 2005 : 958)。

フエンテスが管轄する教区の中樞が置かれるエル・カルドナル村と、そ

の支村であるピングに住むインディオは、エル・カルドナル村で催される聖週間の祝祭の費用を誰が負担すべきか、という問題をめぐって対立した。一般的に、メキシコ中央部のインディオ村落共同体が祝祭を行なう際には、村民の喜捨や共有地の運営などにより蓄えられた共有財産が用いられた(Chance and Taylor 1985: 7-14)。しかし、ピング村住民は彼ら固有の守護聖人を崇敬し、それを祀る祈祷所の所有者であるインディオに対して寄付を渡していたため、主村に対して貢献的な態度ではなかったようである。エル・カルドナル村の村長は、ピング住民からの寄付を集めていたインディオに対し、祭礼の出資者(mayordomo)となるよう命じた。村長は、村内の一集落に過ぎないピングが、宗教面での自律性を高めつつあったことを警戒していたのだろう。

以下では、この裁判の展開を概観したうえで、裁判に関与することとなったフエンテスおよび郡長官の対応とその変化を分析し、それぞれの特徴と転換の要因を考察する。

II. 事例分析

1. 聖週間の祝祭費用をめぐる訴訟の展開

1775年、ピングに住むフランシスコ・ディエゴ(Francisco Diego)という平民のインディオによる請願書が、聴訴院に受理された。受理の日付は記載されていないが、この請願に対する判決が下されたのは同年11月10日のことであった。彼は、エル・カルドナル村の元村長と現村長が、彼や彼の息子たちに対し、聖週間の祝祭に関わる職務を強制するなどの嫌がらせをし、彼の所有する祈祷所に安置してある聖像を持ち出そうとしている問題を副王に訴えた。

この請願では、一見フランシスコ・ディエゴ個人がその権利を主張しているようであるが、事はそう単純ではない。訴訟の過程で彼がピング住民の支持を受け、なおかつこの訴訟の終結の2年後、彼がピングに石造りの礼拝堂を建てるための認可を大司教と副王に願っている¹⁰⁾ことから、

ディエゴは地域住民の集団的利害も負っていたと考えるのが自然であろう。当時のメキシコにおいて、主村からの分離の前段階として、インディオが自発的に、かつ自費で教会を建設するのは珍しい事ではなかった（横山 2004：381）。村長を持たない補助的な村参事会か、非公式の自治組織がピングに既に存在しており、それがディエゴを擁立することで、宗教面でのエル・カルドナル村からの自律性を確保しようとしていた可能性も考えられる。

この請願書を受理した聴訴院は、郡長官とフエンテス司祭に対し、ピングからの情報提供を受けたうえでこの案件に関する報告書を作成、提出するよう命じた。この判決を受けた郡長官とフエンテス司祭は、ディエゴの訴えを容認する立場を表明した。引用部分のうち [] 内は筆者による加筆である。

郡長官の報告書

「…村長たちは彼 [ディエゴ] を侮辱するようなやり方で触れ回り、彼に聖週間での様々な職務を課して困窮させようとし、彼の家の祈祷所に祀られる教父聖アントニオの像への崇敬を生み出すほどの敬虔さと同じものを自分たちが持ち合わせていないことを、恨んでいる。…私は個人的に彼の祈祷所（それはこの主村イスミキルパンから3レグアの距離にある）へ行き、この奇跡の聖人の清廉さを目にした… [エル・カルドナルの] 不偏不党の支村によれば…村長たちは彼に多大な出費を伴う聖週間の職務を課そうとし、それによってこの敬虔なインディオに金を使わせようとしているということだ…¹¹⁾」

フエンテスの報告書

「…この男性は私が実感しているように素晴らしく信心深いインディオであり、私は度々、我が教父であるパドゥアの聖アントニオが安置される祈祷所を訪ねている。…このフランシスコ・ディエゴは、毎年

この栄光ある聖人の祝祭日に、歓喜に満ちたミサと説教による厳粛な祝祭を催す…私は可能な限り、その信仰心と聖人への崇敬を励ますべく努め、その信仰心を妨げるような職務を彼に課したり、彼の限られた権利を減じたりすることを許さぬようにしてきた…¹²⁾」

この二本の報告書は、翌年の1月4日に聴訴院に受理され、事態は収拾したかに見えた。だが、フランシスコ・ディエゴはその後も2度に渡りメキシコ市へ赴き、訴訟を継続する。

1776年1月13日に受理された2通目の請願書では、前回の請願書の内容を略式で繰り返したのみであったが、同年同月末に受理された請願書では、聖像の話題は失せ、フランシスコ・ディエゴと村長の個人的な対立や祭礼に関わる役職に伴う金銭的負担に論点が絞られた。

「…私は毎年その聖人に、私の権限に能う限りの厳粛さをともなう儀式を捧げている。その日には信者が儀式に参加し、私に恭しく贈り物をくれる。これは [エル・カルドナル村の] 村長に対しては行われないため、彼らは恨めしく思って私を侮辱するのだ。そして彼らは敵意をむき出しにし、多大な出費を要する聖週間や、借金が避けられないようなその他の儀礼の費用を私に負担させようと企んでいる。これが、私の信仰心を萎えさせ、毎年の儀礼を終わらせるうえで有効だと [村長は] 確信しているからだ。今後、彼らが同様の役職でもって私の邪魔をしないよう、また [役職に伴う] 個人的な奉仕 (el servicio personal¹³⁾) を強制しないよう、副王がお命じ下さるように…¹⁴⁾」

今回のフランシスコ・ディエゴの訴えに対し、聴訴院は前回とは異なる対応を取った。副王は、王室検察官に諮問を下し、同年3月2日付で、その答申に基づいた判決を下した。このときホセ・アントニオ・デ・アレチェ (Joseph Antonio de Areche) という王室検察官により出された答申

は、件の職務の法的性格を問題にするものであった。

「…法律的観点から私の判断を左右するのは、この現地住民の百人隊長などの役職が、村落共同体成員に課されるべき正規の役職ではなく、行進や聖週間の儀式のために、インディオがその地の慣習として自主的に取り入れてきたものであることだ。それらのために義務が課されたり、それに抵抗する者や参加を拒む者に強制したりするのは不正であり、それどころか、それらの負担によって彼らに出費が生じた場合には、常に彼らに対して補償がなされるべきである。…閣下が、イスミキルパン郡長官と当該教区の司祭に対し、[再び] エル・カルドナル村関連案件について情報を提供させるべく判決の執行をお命じになるように…¹⁵⁾」

この答申通りの判決を受けて提出された報告書でフエンテスは、1775年の自身の見解を翻す。フランシスコ・ディエゴの信心深さを称えることは止め、祭礼問題におけるエル・カルドナル教区民の立場のみを擁護したのだ。フエンテスの主張は以下のようなものである。

「…この教区で慣習となっている聖週間の役職は、聖金曜日の百人隊長、判決、騎士のみに減らされており…インディオの選挙は村長の同席のもとで [行われ]、[役職者は] 一人一人の自発的な意思によって選出される。インディオが強制や暴力を受けたなどということを私は知らないし、そのような知らせも届いていない…それらの役職において生じた出費は、公定料金表によって指定された合法的なものに限られている…¹⁶⁾」

フエンテス司祭は、エル・カルドナル村の祭礼に伴う役職をインディオが慣習的に取り入れた非公式の役職であると指摘する検察官アレチェに対

し、「祭礼関連の役職者が、村長の監督下で選出されている」事実によって反論しようとしている。そして、「祭礼関連の役職に伴う出費が、公定料金表の定めた額に則っている」との主張は、役職に伴う金銭的負担の強制が「不正」であるとの指摘に対する弁明であろう。一方、郡長官は、フランシスコ・ディエゴを名指しで擁護しなくなった点ではフエンテスと同様だったが、エル・カルドナル村での祭礼の祝い方に対する批判を展開し、さらにはその税金未納問題を槍玉に挙げた。

「…このような有害なうえに高くつく慣習を行っているのはエル・カルドナル村くらいで…これが原因で、哀れなインディオの税金は然るべき期限を過ぎてでも支払われず、去年はエル・カルドナルの分だけで300ペソ以上を私が立て替えた…¹⁷⁾」

史料はこの郡長官の報告書を最後に終わっているため、今回の騒動および訴訟は、ここで終結したと考えるべきであろう。当初、フランシスコ・ディエゴ擁護派であったフエンテス司祭はなぜこの段階に至って態度を急変させ、当初とは矛盾する見解を示したのか。彼の振舞いを変化させた要因を探るために、次節では、在俗化以前のイスミキルパン郡の情勢を検討する。ピング訴訟をより長期的な文脈の中に置くことで、フエンテス司祭をはじめとする当該訴訟関係者たちの政治的駆け引きのあり方に接近することが可能となるだろう。

2. 改革と地域社会の文脈の双方向的規定関係

在俗化以前のアウグスティヌス会士のスタンス

ここでは、在俗化以前にイスミキルパン教区とエル・カルドナル教区を管轄していた修道会士たちが、過去の類似の訴訟、すなわち先述のマベテ関連訴訟でとった対応を分析し、ピング関連訴訟との比較材料とする。

1720年代から1740年代にかけて、主村エル・カルドナルでは支村である

マペテでの教会堂再建事業の管理権をめぐり訴訟が闘われた。聴訴院の判決が通告された際、イスミキルパン教区とエル・カルドナル教区の修道会付教区司祭らは、一貫してこの訴訟において自分たちが部外者であることを主張する。

「1737年6月26日、…イスミキルパン教区の主任司祭ホセフ・ペレス・デ・ララ (Joseph Pérez de Lara) 修道士は以下のように言った。…先述の教会堂再建現場はエル・カルドナル教区の管轄するインディオに属するものであり、あらゆる通告、召喚、判決は(私が)そこに駐在させてある助祭が受けるべきである…」

「1737年7月4日…このカルドナル教区の助祭であるペドロ・ホセフ・ペラレス (Pedro Joseph Perales) 修道士は…以下のように言った。この通告が実施された今日、私はこの教区の教区民を治めるべく赴任したのであり、既に起こった問題は私の与り知らないことである…¹⁸⁾」

このような修道会士らの対応からは、なるべくこの争いに関わるまいとする彼らのスタンスが窺える。ともすると、彼らはこの訴訟への対応に迫られてエル・カルドナル教区の助祭を交代させた可能性すら考えられる。彼らは、分村問題に関与することで地域住民との関係を悪化させることを避けたのではないか。修道会士たちが地元の政治問題に介入して矢面に立つようなことがあれば、統治の失敗という教区在俗の口実を官僚たちに与えかねないからである。

また、遅くとも1728年までには、イスミキルパンの教区教会裁判権が、フランシスコ・デ・アコスタ (Francisco de Acosta 以下、アコスタと略す) という地域の名望家でもある在俗聖職者に委ねられていた事実も見逃せない。彼は、インディオが進めていたマペテの教会堂再建事業に目をつ

け、自分の手下であるインディオを管理人 (mayordomo) にして再建事業を意のままにしようとした。その後、アコスタが死に、彼の甥が教会判事の肩書きを引き継ぐと、イスミキルパン村やエル・カルドナル村をはじめとする複数の村落共同体が訴訟を起こし、大司教座裁判所と聴訟院の両方で自分たちの希望する人物を管理人にする判決を勝ち取った (AGN Tierras, vol. 2155, exp. 5 ; Taylor 2005 : 955-956)。修道会士たちがとった消極的な態度は、これらの、在俗聖職者に対する教区教会裁判権の移譲という例外的措置とも関係していよう。

以上のようなアクターを抱えていたカルドナル教区の在俗化が完了したことは、地域住民にとり大きな転換を意味したと考えられる。分村運動には関与しなかった修道会士たちとも、地域住民の利害を軽視したアコスタとも異なる在俗聖職者の着任は、教区民にとり新たな政治的アクターの登場を意味するからだ。ビング関連訴訟の過程でフエンテスが見せた、修道会士らと比べると積極的で、アコスタほど専制的ではない対応は、このような地域社会の文脈に即して理解する必要がある。

まず、在俗化の波に煽られ先述のような対応を採らざるをえなかったであろう修道会士と比べると、フランシスコ・ディエゴ (或いは支村) 擁護の立場を明確に示した初期のフエンテスは、より積極的に問題に介入している。フエンテスが訴訟への関与を拒まなかった理由としては、彼が修道会のような集団的利害に対する責任を負っていなかったことが指摘できる。例えば、フエンテスはエル・カルドナル教区への着任直後、本来彼が駐在すべきエル・カルドナル村ではなく、マペテに居住地を置いている (Taylor 2005 : 958)。このような選択が可能であったのは、やはり彼が修道会士とは異なり、個人として振る舞いえたからであろう。

このようなフエンテスの独自の戦略は、フランシスコ・デ・アコスタが、イスミキルパン村に留まったままマペテの事業に介入し、地域住民の抵抗を招いてしまった過去の事例に学んだ結果、選び取られたものである可能性が高い。つまり、フエンテスは彼の轍を踏むまいとし、マペテの教

会堂再建事業をエル・カルドナル村から管理するのではなく、マペテ住民と直接顔を合わせられる場所に住むことで安定した統治を実現したのである。その一方で、彼がマペテとエル・カルドナル村のいずれにも肩入れしなかった側面からは、双方の地域住民の利害を調整しつつ政情の安定を目指す彼の態度が窺える。

フエンテスがとったマペテへの駐在という措置は、彼だけにとって都合の良いものであったわけではなかった。マペテ住民たちの側に、彼の着任をきっかけとして主村からの自立性を確保しようとする意図が働いていたからこそ、彼が地域社会へ介入する余地が開けたのだといえよう。他方で、このフエンテスの選択は、本来教区の中枢であるエル・カルドナル村の反発を招きかねない性質のものであった。なぜなら、フエンテスがマペテに駐在するということはすなわち、主村の住民が属村であるマペテまでミサを受けに行かなければならない異常な事態を意味していたからである。しかしながら、この時期にマペテとエル・カルドナル村との間で軋轢が生じたことを示す記録は残っていない。両者間で何らかのかたちで利害の調整がなされ、それがうまくいったと理解すべきであろう。

彼のこうした調整型の政治方針は、その後も功を奏したようである。フエンテスはビング関連訴訟での判決通告をエル・カルドナル村で受けている¹⁹⁾が、このことはマペテ問題がひとまずは落ち着き、この時点でフエンテスが主村へ居住地を戻していたことを意味している。彼の慎重な政治方針があったからこそ、在俗化以後25年間に渡り、この地域での諍いは顕在化しなかったのである。

以上のような、地域社会の文脈とフエンテスの政治方針を踏まえたうえで、彼の訴訟での不可解な態度について検討しよう。フエンテスが訴訟開始当初に見せたフランシスコ・ディエゴに対する好意的な態度と、翌年に至っての突然のエル・カルドナル村擁護は、彼のいかなる思惑を反映しているのか。

3. アレチェの登場とフエンテスの方針転換

フエンテスの訴訟への対応のあり方を変えた要因の一つとしては、彼のフランシスコ・ディエゴ寄りの態度がエル・カルドナル村の反発を招き、後者との関係を修復する必要に迫られた可能性が考えられる。しかし、より直接的な要因は、フランシスコ・ディエゴの3度目の請願を受け、アレチェという検察官に諮問が下されたことにある。

この人物は、1765年、王室によりブルボン改革実施のためにメキシコへ派遣され、その翌年から翌々年にかけて起こった民衆反乱を弾圧した総巡察吏、ホセ・デ・ガルベスの部下として知られる啓蒙官僚であった。彼は、民衆の行う迷信に基づく非合理的な伝統的祝祭や慣行は、インディオからの安定した徴税を妨げる悪習だと信じていた。この訴訟が起こっていた当時、彼はインディオの信徒会財産を世俗化し、共同体金庫の一部にする必要性を訴えていた (Brading 1994 : 131)。フエンテス司祭と郡長官の報告書が、この人物の答申に基づき下された判決を受けて作成されたものであることを考慮すると、以下のような仮説が成り立つ。

もう一度、フエンテスの二通目の報告書の内容を確認しておこう。「祭礼関連の役職者が村長の監督下で選出され」ている、という文言は、宗教的な職務が非公式のものであるとのアレチェの認識に対し、現地の具体的な慣行を例示しながら異議を申し立てるものである。また、金銭的負担が「公定料金表の定めた額に則っている」との記述からは、教区での不正行為はなく、祝祭のやり方が教会の定めた規則に従っているがゆえに正当なものであるとの主張が読み取れる。

このようなフエンテスの対応は、一見彼がアレチェの追及に危機感を抱いて保身に回り、現地の伝統的慣行を継続させることで教区収入が減るのを回避しようとした結果だと考えることもできる。しかしながら、以下の2点を踏まえると、彼の意図はもっと別のところにあったと判断せざるを得ない。すなわち、フエンテスが、アレチェからの更なる追及を招くリスクを取って負いつつも、当初の報告と矛盾しかねないうえにアレチェの見

解に反する主張を行った点。そして、彼が郡長官のように保身や出世のために教区民を攻撃しなかった点である。アレチェに楯突いてでも彼が護ろうとしたのは、目先の利益でも、植民地政庁の政策方針でもなく、彼が長年に渡り築き上げてきた地域住民との関係性だったのではないか。

フエンテスが訴訟に関与するに際し、フランシスコ・ディエゴやエル・カルドナル村の村役人を一度も名指しで批判しなかったことは、地域住民との関係性を重視する彼の従来の方針が継続していたことを示唆している。おそらく彼は、アコスタのようにどちらか一方に肩入れし、その結果、地域社会に混乱を招くことを避けたのだろう。アレチェの登場は、フエンテスをして訴訟の長期化の危険性を予期させ、着任から25年間継続してきた、地域住民の間で中立を保ちつつ彼らの調整役となる政治方針に彼を立ち戻らせたのである。

メキシコ市における情勢の微妙な変化に対して、イスミキルパン郡の長官はフエンテスよりも柔軟であったようだ。郡長官は、訴訟の後半においてエル・カルドナル村の祭礼が「有害なうえに高くつく慣習」であるとして、アレチェの言説に完全に沿う見解を示した。訴訟開始当初は共通の方針を採っていたフエンテスと郡長官との間に生じた、祭礼そのものの価値判断に関わる決定的な齟齬は、両者にとり、優先すべき課題が一致しなくなったことを意味している。18世紀メキシコの郡長官が昇進するためには、王室の改革方針を忠実に実行することが必要であったと考えられるため、今回の彼の対応は当然の成り行きといえよう。

おわりに

以上の分析から確認できるのは、地域社会におけるインディオ、教区司祭、郡長官の振舞いが、国王教権主義の段階的な実施に応じて変わっていったことである。つまり、教区の在俗化による政治的なアクターの入れ替わり、教会関連訴訟の聴訴院での審議傾向の高まり、訴訟の過程でのアレチェの介入など、様々な要因が重なり合って当該訴訟の流れは決定され

たといえる。同時に、このプロセスは教区内部の歴史的な文脈と絡まり合っていたがゆえに、ブルボン改革の効果に微妙な変化を生じさせ、インディオの宗教的生活のあり方を左右した。言い換えれば、インディオ村落共同体が分裂しかかっていたために、訴訟がメキシコ市にまで及び、アレチェの介入、ひいてはそれに対するフエンテスの反発というイレギュラーな事態を招いたのである。地方におけるこうした改革の効果の斑を受けての王室の回答が、1787年に施行された地方長官制であり、また1789年以降繰返された、「セマナ・サンタの行進における慣習あるいは悪弊の廃絶」を目指す公示であったのだろう (Gruzinski 1985 : 179)。

地域社会固有の文脈が、中央で下された決定に関して異なる受け止め方を生じさせたり、それを無力化したりするような現象はかねてより指摘されてきた (ギブソン 1981 : 103)。しかし、そういう傾向として一括りにして満足するのではなく、聴訴院による対応のバラつきや、地域的な差異についても再検討することで、より柔軟な一般化を行う必要があるだろう²⁰⁾。王室の描いた改革が、メキシコ各地に必ずしも一様に作用しえなかったのは、受け手である現地住民が地域社会固有の文脈に則してそれを翻訳し、利用していたからに他ならない。主村からの政治的独立を志向するインディオたちにとり、ブルボン朝の政策方針は自分たちの目的を成し遂げるうえで利用すべきものであった。対立する教区民の前に、フエンテス司祭はなるべく中立を守り、主村、属村のいずれからも反感を買うことなく安定した教区収入の確保を目指す一方で、郡長官は急進的な啓蒙官僚であるアレチェの不興をかうことのみを避けようとした。

以上のように、本事例からは、王室による制度改革の漸次性を理解するためには、中央と地方の間の双方向的営みの結果として改革が実施に移されていったことを念頭に置き、個々の事例分析を積み重ねることが肝要であることがわかる。二宮が言う「国制史の初発の問題関心であった社会的コンテクスト重視の立場に立ち戻ること (二宮 2007 : 21)」は、地域的な差異を抱えるメキシコ植民地における制度の用いられ方を理解するうえで

も避けては通れない道程なのである。

註

* 本研究を進めるにあたり、終始適切なご指導と助言を下された安村直己氏、日本西洋史学会第61回大会およびイベリア・ラテンアメリカ文化研究会第55回例会での経過報告に際して、数々の有益なコメントを下された井上幸孝氏をはじめとする方々、多くの問題点、改善点をご指摘下さった2名の査読者にこの場を借りて感謝申し上げます。本研究は科研費（11J09387）および高梨学術奨励基金の助成を受けたものである。

- 1) ロックハートは、メキシコ中央部のインディオと宣教師の間に互いの言語概念に対する相互誤解があったことを指摘した（Lockhart 1991：22）が、これは宗教的概念の交換に際しても起こりえ、早期の改宗に貢献しただろう。
- 2) メキシコ大司教区における修道会管轄教区は、1756年には全教区の24%に、1765年には14%まで減り、1770年代には全ての教区が在俗教会の管轄へと移された。（Gerhard 1972：22 y passim）
- 3) 各修道会のメキシコ到着年は以下の通り。フランシスコ会が1524年、ドミニコ会が1526年、アウグスティヌス会が1533年。なお、イエズス会士は1572年とメキシコへの到着が遅かったため、メキシコ中央部で布教に従事することはなかった。（Ricard 1984：34-35）
- 4) 司祭による宗教サービス（定期的なミサ、婚礼・葬儀・埋葬等）に対する謝金額の上限を公定したもの。（Gibson 1964：125）
- 5) AGN, *Indios*, vol. 34, exp. 133, 147; vol. 43, exp. 213; vol. 45, exp. 7, 64, 86; vol. 48, exp. 28, 62, 89, 200.
- 6) AGN, *Indios*, vol. 48, exp. 222, 223; vol. 49, exp. 99; vol. 51, exp. 38; vol. 70, exp. 150; Aguilar：275-285.
- 7) AGN, *Tierras*, vol. 2155, exp. 5.
- 8) これは、当時の一般的な村落共同体の年間収入に匹敵する金額である。（Gibson 1964：216）
- 9) AGN, *Civil*, vol. 2292, exp. 4.
- 10) AGN, *Indiferente Virreinal*, caja 1897, exp. 9.
- 11) AGN, *Historia*, vol. 88, exp. 20：2 r-4 r.
- 12) AGN, *Historia*, vol. 88, exp. 20：5 r.
- 13) el trabajo personal とも呼ばれる。征服以前のインディオ平民層による首長層への労役奉仕の慣行が、スペイン人によってエンコミエンダや公共事業

などにおける強制的な無償労役へと置き換えられることで成立した、労働力の徴発制度。16世紀半ば以降は、レパルティミエント制の下、名目上は有償で労役が課されることもあった（Gibson 1964 : 220-236 ; Zavala 1984 : 19-21）。本事例においては、インディオ村落共同体内部で行われる祭礼への出資を指してこの用語が用いられている。

- 14) AGN, *Historia*, vol. 88, exp. 20 : 8 r-8 v.
- 15) AGN, *Historia*, vol. 88, exp. 20 : 8 v-10 r.
- 16) AGN, *Historia*, vol. 88, exp. 20 : 19 r.
- 17) AGN, *Historia*, vol. 88, exp. 20 : 20 r-23 r.
- 18) AGN, *Tierras*, vol. 2155, exp. 5 : 12 r-16 r.
- 19) AGN, *Historia*, vol. 88, exp. 20 : 5 r, 19 r.
- 20) 現テキサス州およびメキシコ北部における、18世紀の地方行政レベルの法文化についてはカッターの研究がある。（Cutter 1995 : 31-43）

参考文献

一次資料

- AGN（Archivo General de la Nación 以下に同じ）, *Civil*, vol. 2292, exp. 4.
 AGN, *Historia*, vol. 88, exp. 20.
 AGN, *Indiferente Virreinal*, caja 1897, exp. 9.
 AGN, *Indios*, vol. 34, exp. 133, 147 ; vol. 43, exp. 213 ; vol. 45, exp. 7, 64, 86 ; vol. 48, exp. 28, 62, 89, 200, 222, 223 ; vol. 49, exp. 99 ; vol. 51, exp. 38 ; vol. 70, exp. 150.
 AGN, *Tierras*, vol. 2155, exp. 5.

二次資料

- ギブソン, チャールズ. 1981.『イスパノアメリカー植民地時代ー』 染田秀藤訳, 平凡社。
 ハムネット, ブライアン. 2008.『ケンブリッジ版世界各国史 メキシコの歴史』 土井亨訳, 創土社。
 二宮宏之. 2007.『フランス アンシアン・レジーム論 —社会的結合・権力秩序・叛乱』 岩波書店。
 マルガダン, ギジェルモ F. 1993.『メキシコ法発展論』 アジア経済研究所。
 安村直己. 1991.「スペイン王室とインディオ共同体—十八世紀ミチョアカンの事例に即して—」, (東京大学教養学部教養学科編『教養学科紀要』第24号)、225-253ページ。
 横山和加子. 2004.『メキシコ先住民社会と教会建築—植民地期タラスコ地域の村落から』 慶應義塾大学出版会。
 Aguilar, Fernando López. 2005. *Símbolos del tiempo. Inestabilidad y bifurcaciones*

- en los pueblos de indios del Valle del Mezquital*. (Pachuca : Consejo Estatal para la Cultura y las Artes de Hidalgo)
- Brading, David A. 1994. *Church and State in Bourbon Mexico. The diocese of Michoacán 1749-1810*. (Cambridge : Cambridge University Press)
- Chance, John K., and William B. Taylor. 1985. "Cofradías and cargos : an historical perspective on the Mesoamerican civil-religious hierarchy", *American Ethnologist*, 12(1), February, pp. 1-26.
- Cutter, Charles R. 1995. *The Legal Culture of Northern New Spain, 1700-1810*. (Albuquerque : University of New Mexico Press)
- De la Hera, Alberto. 1992. "El regalismo indiano", *IUS CANONICUM*, XXXII, n. 64, pp. 411-437.
- Farriss, Nancy M. 1968. *Crown and Clergy in Colonial Mexico 1759-1821. The Crisis of Ecclesiastical Privilege*. (London : The Athlone Press/University of London).
- García Ayuardo, Clara. 2010. "Re-formar la Iglesia novohispana" in Clara García Ayuardo (coord.) *Las reformas borbónicas, 1750-1808*. (México : Centro de Investigación y Docencia Económicas/Instituto Nacional de Estudios Históricos de las Revoluciones de México/Consejo Nacional para la Cultura y las Artes/Fondo de Cultura Económica)
- Gerhard, Peter. 1972. *A Guide to the Historical Geography of New Spain*. (Cambridge : Cambridge University Press).
- Gibson, Charles. 1964. *The Aztecs Under Spanish Rule*. (Stanford : Stanford University Press).
- Gruzinski, Serge. 1985. "La "segunda aculturación" : El estado ilustrado y la religiosidad indígena en Nueva España (1775-1800)", *Estudios de Historia Novohispana* VIII, pp. 175-201.
- Hamnett, Brian R. 1992. "Absolutismo ilustrado y crisis multidimensional en el periodo colonial tardío, 1760-1808" in Josefina Zoraida Vázquez (coord.) *Interpretaciones del siglo XVIII mexicano. El impacto de las reformas borbónicas*. (México : Nueva Imagen)
- Herrejón Peredo, Carlos. 1997. "El sermón en Nueva España durante la segunda mitad del siglo XVIII" in Nelly Sigaut (ed.) *La Iglesia Católica en México*. (Zamora : El Colegio de Michoacán)
- Lockhart, James. 1991. *Nahuas and Spaniards. Postconquest central Mexican history and philology*. (Stanford : Stanford University Press)
- Miranda, José. 1996. "La población indígena de Ixmiquilpan y su distrito en la época colonial", *Estudios de Historia Novohispana* 1, pp. 121-130.

- Pietschmann, Horst. 1992. "Protoliberalismo, reformas borbónicas y revolución : La Nueva España en el último tercio del siglo XVIII" in Josefina Zoraida Vázquez (coord.) *Interpretaciones del siglo XVIII mexicano. El impacto de las reformas borbónicas*. (México : Nueva Imagen)
- . 1996. *Las reformas borbónicas del sistema de intendencias en Nueva España : un estudio político administrativo*. (México : Fondo de Cultura Económica)
- Ricard, Robert. 1986. *La conquista espiritual de México : Ensayo sobre el apostolado y los métodos misioneros de las órdenes mendicantes en la Nueva España de 1523-24 a 1572*. (México : Fondo de Cultura Económica)
- Solano, Francisco de. (ed.) 1988. *Relaciones Geográficas del Arzobispado de México*, 1743. (Madrid : Consejo Superior de Investigaciones Científicas)
- Taylor, William B. 1996. *Magistrates of the Sacred. Priests and Parishioners in Eighteenth-Century Mexico*. (Stanford : Stanford University Press).
- . 2005. "Two Shrines of the Cristo Renovado : Religion and Peasant Politics in Late Colonial Mexico", *American Historical Review*, 110(4), pp. 944-974.
- West, Robert Cooper. 1949. *The mining community in northern New Spain*. (California : University of California Press).
- Zavala, Silvio. 1984. *El servicio personal de los indios en la Nueva España, 1521-1550*, México. tomo I (México : El colegio de México/El Colegio Nacional)

〈Resumen〉

Una reflexión sobre el regalismo en el México dieciochesco —Las discusiones en torno a los cargos de Semana Santa en la sociedad local de Ixmiquilpan

Kyoko WADA

El presente artículo pretende analizar cómo fueron recibidos por parte de la población local de la Nueva España que experimentó procesos de fragmentación, generados por la separación de los pueblos de indios, ciertos cambios introducidos en el contexto de las reformas borbónicas. Nuestra investigación intenta reflexionar sobre los matices del regalismo novohispano, el cual ha sido interpretado como una fase del proceso de centralización emprendido por el gobierno español. Para lograr el objetivo de este análisis, se examinó un caso judicial ocurrido en la doctrina de El Cardonal (partido de Ixmiquilpan) durante los años de 1775 y 1776.

Francisco Diego, un indio tributario del barrio de Bingú denunció a los oficiales del pueblo cabecera de El Cardonal por quererlo obligar a cumplir el oficio de mayordomo de la Semana Santa, que iba a celebrarse en la cabecera. Tiempo antes, los oficiales de El Cardonal habían intentado extraer una imagen colocada en el oratorio que poseía Diego para celebrar la fiesta de su santo patrono. Por este incidente ocurrido en el barrio de Bingú, se puede presumir que los oficiales quisieran impedir a los naturales que se autonomizaran y tuvieran celebraciones propias. Al principio del pleito, Di-

ego tenía el apoyo del cura de la enunciada doctrina Br. Antonio Fuentes de León y del alcalde mayor de Ixmiquilpan. No obstante, tras la intervención del fiscal ilustrado Joseph Antonio de Areche, el cura y el alcalde mayor cambiaron de actitud. Al haber analizado las discusiones surgidas durante el pleito y el contexto social del partido, se ha establecido lo siguiente :

Al aconsejar al virrey en el juicio de este pleito, el fiscal Areche criticó la manera de organizar la procesión de Semana Santa. A su juicio, tal procesión era una costumbre introducida por los indios, además cuestionó la legalidad de obligarlos a prestar el cargo de mayordomo. El alcalde mayor se puso de acuerdo con Areche y atacó la demora del pago del tributo en el pueblo de El Cardonal, mientras que el Br. Fuentes lo contradijo. Según el bachiller, los feligreses de su curato no gastaban más de lo debido por la ley en las celebraciones de Semana Santa, y aclaró que a ningún natural se le había obligado a ejercer el cargo del mayordomo. ¿Por qué el Br. Fuentes le rebatió aunque corría el riesgo de ser atacado por la incoherencia entre las opiniones de antes y después de la intervención del fiscal?

Para entender el cambio de actitud de Fuentes, hay que tener en cuenta la historia local de Ixmiquilpan. El hecho de que en el partido se hayan presentado discordias en torno al interés surgido por la reedificación de un santuario, durante la gestión del antecesor de Fuentes, pudo haber sido fundamental. Es posible, que él haya recordado el pasado en el que siguió un pleito por más de veinte años cuando intervino Areche y que haya preferido actuar de mediador entre partes opuestas a diferencia del alcalde mayor quien ocupaba el puesto de corta duración y necesitaba promoverse cuanto antes en la carrera burocrática.

Para poner de relieve lo que realmente pasaba en la época de las reformas borbónicas, es imprescindible repensar en qué situación había estado

la sociedad receptora de la política. Las discusiones entre el cura y el alcalde mayor del partido, y el fiscal de la Audiencia trajeron consigo un desacuerdo sobre el reconocimiento de la procesión de Semana Santa. Este desacuerdo nos revela diferentes posiciones, las cuales son el resultado de los roces entre los actores locales de aquella sociedad. Así pues, conectando las transformaciones metropolitanas con el contexto regional, podremos comprender mejor las implicaciones sociales y políticas que tuvieron las reformas borbónicas.